

平成19年 No.14

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部を改正する規程

改正理由

職務発明等に係る権利の帰属に関し、権利を大学が承継しないとする場合における文言の修正及び権利を大学が承継した場合の発明者に対する補償について、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年3月7日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月8日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成19年規程第10号

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

改正理由：職務発明等に係る権利の帰属に関し、権利を大学が承継しないとする場合における文言の修正及び権利を大学が承継した場合の発明者に対する補償について、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p><u>(5)「発明者」とは、発明等を行った職員等をいう。</u></p> <p><u>(6) [省略]</u></p> <p><u>(7) [省略]</u></p> <p>(権利の帰属)</p> <p>第3条 本学は、職員等が行った職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、<u>本学がその権利を承継する必要があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(発明等の審査及び知的財産権の出願等)</p> <p>第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、<u>第11条</u>に規定する東京学芸大学発明審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し、当該発明等に関する審査を諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の当否、本学が承継するか否か、承継する場合の本学の持分割合等を決定する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>第3章 発明補償</u> <u>(発明者に対する補償)</u></p> <p>第10条 本学は、<u>第5条の規定により職務発明等の権利を本学に承継させた発明者</u>に対し、<u>本学の定めるところにより、補償金を支払うものとする。</u></p> <p><u>2 発明者に対する発明補償に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p><u>(5) [省略]</u></p> <p><u>(6) [省略]</u></p> <p>(権利の帰属)</p> <p>第3条 本学は、職員等が行った職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、<u>特別の事情があると認めるときは、職員等に帰属させることができる。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(発明等の審査及び知的財産権の出願等)</p> <p>第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、<u>第13条</u>に規定する東京学芸大学発明審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し、当該発明等に関する審査を諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の当否、本学が承継するか否か、承継する場合の本学の持分割合等を決定する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>第3章 補償</u> <u>(補償の支払)</u></p> <p>第10条 本学は、<u>本学が次に掲げる場合において知的財産権を取得したときは、当該知的財産権に係る発明等をした職員等</u>に対し、<u>審査委員会の議を経て、補償金を支払うものとする。</u></p>

[削除]

[削除]

第4章 発明審査委員会

(設置)

第11条 [省略]

(任務)

第12条 [省略]

(組織)

第13条 [省略]

(任期等)

第14条 [省略]

(委員長等)

第15条 [省略]

2 審査委員会に副委員長を置き、第13条第1項第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。

3 [省略]

4 [省略]

(議事)

第16条 [省略]

(関係者の出席)

第17条 [省略]

第5章 雑則

(秘密の保持)

(1) 本学が発明等を承継し、出願等をしたとき。

(2) 本学が承継した発明等が、出願等の所定の手続きにより登録されたとき。

2 本学は、本学がその所有する発明等又は知的財産権の実施若しくは処分により収益を得たときは、当該発明等又は知的財産権に係る発明等をした職員等に対し審査委員会の議を経て、補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第11条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する職員等が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職者又は死亡したときの補償)

第12条 第10条及び前条の補償金を受ける権利は、当該権利にかかわる職員等が退職又は転職した後も存続する。

2 前項の権利を有する職員等が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第4章 発明審査委員会

(設置)

第13条 [省略]

(任務)

第14条 [省略]

(組織)

第15条 [省略]

(任期等)

第16条 [省略]

(委員長等)

第17条 [省略]

2 審査委員会に副委員長を置き、第15条第1項第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。

3 [省略]

4 [省略]

(議事)

第18条 [省略]

(関係者の出席)

第19条 [省略]

第5章 雑則

(秘密の保持)

第18条 〔省略〕

(退職後の取扱い)

第19条 〔省略〕

(外国出願の取扱い)

第20条 〔省略〕

(庶務)

第21条 〔省略〕

(その他)

第22条 〔省略〕

附 則

この規程は、平成19年3月8日から施行する。

第20条 〔省略〕

(退職後の取扱い)

第21条 〔省略〕

(外国出願の取扱い)

第22条 〔省略〕

(庶務)

第23条 〔省略〕

(その他)

第24条 〔省略〕